

職業実践専門課程教員研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立専修学校教育の振興を図るため、北海道私立専修学校各種学校教員能力認定委員会の行う職業実践専門課程教員研修事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）その他知事が別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、私立専修学校教員に対する研修機会を確保することにより、教員の指導力向上に寄与し、安定した生徒の確保等、道内の私立専修学校教育の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業実施に伴い寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに補助金等交付申請書（総務第1号様式（平成25年北海道告示第10329-8号による告示様式。以下総務様式について同じ。））に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（総務第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第1号様式）
- (3) 経費の配分調書（総務第7号様式）
- (4) 事業予算書（総務第8号様式）
- (5) 資金収支計算書（総務第19号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びこれに付した条件を、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式によるものとする。

(交付の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助事業の内容について変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（総務第9号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合において、必要に応じて、交付内容を変更し、条件を付することができるものとする。

4 知事は、補助金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び条件を補助事業者へ通知するものとする。

(交付の時期)

第8条 補助金は、第10条の規定による補助金の額の確定を行った後に交付する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。）の日から30日以内又は翌年度4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（第16号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（総務第2号様式）

(2) 補助金等精算書（別記第2号様式）

(3) 事業精算書（総務第18号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

(額の確定及び通知)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及び内容に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金等の全部又は一部が必要でなくなったとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金等の交付決定を受けたとき。

(5) その他この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 知事は、前項の取消又は変更した場合には、交付した補助金等のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命じるものとする。

3 知事は、補助金等の交付の決定を取消又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

別表 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率
職業実践専門課程教員研修事業	補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 人件費 (賃金を含む。) (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費 (食糧費を除く。) (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料	2分の1以内